

※本協定書（案）は事業者選定後、都と事業者で締結を予定している協定の参考になります。事業者の提案に合わせて、項目の加筆・修正を行います。

都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）（〇〇※場所）協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）（〇〇※場所）（以下「事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、事業の実施について、甲と乙が相互に協力する上で必要な事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 甲及び乙は、次の事業を共同で実施するものとする。

一 名称

都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）（〇〇※場所）

二 目的

〇〇を緑化及び維持管理することで、これまで緑化されてこなかった空間の緑化を都民に普及啓発し、屋内等の緑化の効果検証を実施する。

三 緑化及び維持管理の期間

令和8年〇月〇日から〇月〇日まで

四 内容

乙が〇〇を緑化及び維持管理し、甲が別途実施する効果検証を行うことで、これまで緑化されてこなかった屋内等における緑化の普及を行うものとする。なお、令和8年〇月〇日に実施された都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案審査会で選定された案に基づく緑化の計画とするものとする。

（役割分担及び費用負担）

第3条 事業の実施に当たっては、甲及び乙の役割分担及び費用負担は、別表「役割分担及び費用負担」による。なお、別表で定められていない事項に関する取扱いは、甲及び乙で協議し、決定するものとする。

2 別表において乙の役割として実施する作業について、甲の費用負担の対象として定める経費（以下「負担対象経費」という。）のうち、第5条に規定する実施計画書に基づき承認した金額（以下「負担金」という。）で、本協定期間中に生じた費用を甲が負担することとする。なお、負担金は消費税及び地方消費税を含む金25,000,000円を上限とし、事業における負担金の取扱いは東京都補助金等交付規則を準用するものとする。

3 甲は、第9条第2項の規定により確定した負担金を乙からの請求に基づき、請求から30日以内かつ令和9年5月31日までに、乙に支払うものとする。

- 4 事業の実施に際し、必要な警察協議及び道路管理者協議は、乙が行うものとする。
- 5 事業の実施について、緑化場所の付近に説明用のポスター等を乙が作成及び掲示し、〇〇の利用者へ普及啓発を行うものとする。
- 6 事業の実施における日常管理及び安全管理は、乙の責任において行うものとする。質問や苦情に関して、乙は、真摯に対応するものとし、適宜甲に回答方針を協議するとともに、回答した内容を共有するものとする。

(効果検証の調査協力及び公表)

第4条 効果検証については、次に掲げるものを、甲が実施するものとする。

- 一 利用者アンケート
 - 二 課題の取りまとめ（施設管理、緑化設置、維持管理等）
 - 三 その他必要に応じて甲が実施するもの
- 2 乙は、前項に規定する甲が実施する効果検証に協力するものとし、利用者アンケートに関するポスターの施設内への掲示や、甲が別途委託する事業者のヒアリング等に参加するものとする。
 - 3 甲は、第1項で収集及び分析した検証結果を、個人情報が入らないよう統計的に処理し、本事業の成果として公表することができる。
 - 4 効果検証の調査用の機器等の設置がある場合、設置に伴う行政上の手続並びに公共施設の管理者等との協議及び調整は、甲が実施するものとする。なお、手続等に当該機器等を管理する甲が別途委託する事業者以外の協力が必要な場合は、甲乙協議の上、協力して実施するものとする。

(実施計画書の提出、承認等)

第5条 事業の実施に際して、あらかじめ、乙は甲に、実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、実施計画書の内容は都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】企画提案審査会で選定された案を基本とする。

- 2 甲は、前項の実施計画書の提出を受けたときは、当該計画書に係る書類等を審査し、内容及び負担金の支出が法令に違反しないか、目的及び内容が公募の内容と整合して適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、実施すべきものと認めるときは、速やかに実施計画書を承認するものとする。
- 3 前項に規定する審査において、適正な事業を行うため必要があるときは、甲は、実施計画書の修正を求めることができる。
- 4 実施計画書の承認に当たっては、負担金の支出の目的を達成するため必要があるときは、甲は、条件を付することができる。
- 5 実施計画書の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、甲は乙に承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 6 乙は、次に掲げる事由で実施計画書を変更する場合は、あらかじめ、甲に実施計画書（変更）（第3号様式）を提出しなければならない。
- 一 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - 二 事業の内容を変更しようとするとき。
 - 三 事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 7 前項の実施計画書の変更における甲の承認及び通知については、第2項から第5項までを準用し、甲は乙に変更承認通知書（第4号様式）により通知する。ただし、前項第1号及び第2号に掲げる事由のうち軽微なものについては、この限りでない。

（事情変更による承認の取消し等）

- 第6条 甲は、前条第5項に規定する承認の通知後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、実施計画書の承認の全部若しくは一部を取り消し、又はその承認の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による承認の取消しは、天災地変その他実施計画書の承認後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による実施計画書の承認の取消し又は変更により特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る負担金を、乙に支払うことができる。
- 一 事業に係る緑化資材、器具等の撤去その他残務処理に要する経費
 - 二 事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の負担金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その承認については、第1項の規定による取消し又は変更に係る事業についての負担金に準ずるものとする。
- 5 第5条第5項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（事故報告等）

- 第7条 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、乙は甲に、速やかにその理由その他必要な事項を書面により報告するものとする。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに乙に対し、適切な指示をするものとする。
- 3 事業を円滑適正に実施するため必要があるとき又は甲からの求めがあったときは、乙は甲に、事業の遂行の状況に関し報告するものとする。

（事業の遂行命令等）

- 第8条 乙が、実施計画書の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、甲は乙に、事業を遂行すべきことを命ずることとする。

- 2 乙が前項の命令に従わなかったときは、甲は乙に対し、事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 前項の規定により事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、乙が実施計画書の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、甲は、第11条第1項第3号の規定により実施計画書の承認の全部又は一部を取り消し、その旨を、乙に通知することとする。

(完了報告及び額の確定)

- 第9条 乙は、本協定期間が終了したとき、完了報告書(第5号様式)を甲に提出し、令和9年3月31日までに、その確認を受けるものとする。第5条第6項第3号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。
- 2 前項の規定により、甲が完了報告を受けたときは、完了報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が承認した実施計画書の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、支出する負担金の額を確定し、額確定通知書(第6号様式)により、乙に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第10条 前条第2項の規定による調査の結果、事業の成果が実施計画書の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、甲は乙にこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 前条の規定は、前項の命令により乙が必要な措置をした場合について準用する。

(承認の取消し)

- 第11条 乙が次に掲げる事由に該当したときは、甲は、実施計画書の承認の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により実施計画書の承認を受けたとき。
 - 二 負担金を他の用途に使用したとき。
 - 三 実施計画書の内容、実施計画書の承認に当たり付した条件、その他法令又は本協定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第9条第2項に規定する額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第5条第5項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(負担金の返還)

- 第12条 実施計画書の承認を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関

し、既に負担金が支払われているときは、甲は乙に、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金等)

第13条 第11条第1項の規定により実施計画書の承認の全部又は一部の取消しをした場合に、甲が負担金の返還を命じたときは、その命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を乙は納付するものとする。

2 甲が負担金の返還を命じた場合において、乙がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を乙は納付するものとする。

3 第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

4 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 乙に対し負担金の返還を命じ、乙が当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、乙に対して、同種の事務又は事業について支払うべき負担金若しくは交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその支払若しくは交付を一時停止し、又は当該負担金若しくは補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の帰属)

第14条 事業で購入又は設置した緑化資材等の財産は、乙に帰属するものとする。

2 事業で購入又は設置した緑化資材等は、実施計画書に基づき、第15条の規定による財産の制限に該当しない場合についても、本協定期間終了後も、可能な範囲で設置を継続するものとする。

(財産処分の制限)

第15条 乙が事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。ただし、事業の目的、負担金額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
 - 二 立木
 - 三 工作物、機械及び器具で、知事が指定するもの
 - 四 前各号のほか、事業の目的を達成するため特に必要があると認めるもの
- 2 前項の事業の目的には、植栽の適切な維持管理も含まれており、枯損した植栽の入替えなどは事業期間内に実施可能であり、処分の制限の対象外とする。
 - 3 第1項の規定について、リース契約等により、乙の財産にならないものについては対象外とする。
 - 4 第1項の規定について、補助金等交付財産の財産処分承認基準を準用するものとする。

(損害賠償等)

- 第16条 事業で設置した緑化資材等を原因として、第三者に損害を与えた場合は、原因究明を行い、乙が賠償責任を負うものとする。
- 2 第三者の行為等に伴う、乙が所有又は管理する緑化資材、機器類等の盗難、破損などによって生じた損害の第三者への費用の請求は、乙が行うものとする。
 - 3 第三者の行為等に伴う、甲が設置及び管理する効果検証の調査用の機器等の盗難、破損などによって生じた損害の第三者への費用の請求は、甲が行うものとする。

(協定の期間)

第17条 本協定の期間は、本協定締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

(協定の変更)

第18条 本協定の内容を変更する必要がある場合には、甲乙協議の上、本協定を変更するものとする。

(その他)

第19条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都
都市整備局長 ○○

乙 ○○
○○

(別表 役割分担及び費用負担)

	役割分担	費用負担	備考
実施計画書の作成	乙	甲	
警察及び道路管理者協議に係る人件費、占用料等	乙	甲	甲又は乙が必要と考える場合
緑化の計画	乙	甲	
緑化資材等の設置	乙	甲	
上記に伴う設備改修等	乙	甲	甲が必要と認める場合
緑化資材等の維持管理	乙	甲	
緑化場所の警備	乙	甲	甲が必要と認める場合
緑化以外の演出等	乙	乙	乙が必要と考える場合
利用者への周知	乙	甲	広く都民に行うSNS等を使用した広報を除く
効果検証の実施	甲	甲	
効果検証への協	乙	甲	アンケート用の

力			ポスター掲示及びヒアリング対応
緑化資材等の撤去処分	乙	甲	甲が必要と認めた場合
緑化以外の演出等の撤去	乙	乙	乙が必要と考える場合
完了報告の作成	乙	甲	

年 月 日

殿

住所

氏名

〔 名称
及び代表者の氏名 〕

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)実施計画書

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)(〇〇※場所)協定書第5条に基づき、下記のとおり実施計画書を提出します。

記

1 事業の概要

- (1) 目的
- (2) 緑化場所 東京都〇〇区・・・
- (3) 内容
- (4) 緑化及び維持管理の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

2 負担対象経費

金 円

3 負担対象経費の算出根拠

(単位：円)

項目	金額	備考
(1)実施計画書の作成		
(2)警察及び道路管理者協議に係る人件費、占用料等		必要な場合
(3)緑化の計画		
(4)緑化資材等の設置		
(5)上記に伴う設備改修等		必要な場合

(6)緑化資材等の維持管理		
(7)緑化場所の警備		必要な場合
(8)利用者への周知		
(9)効果検証への協力		
(10)緑化資材等の撤去処分		必要な場合
(11)完了報告の作成		
負担対象経費の合計		(1)～(11)の合計

添付書類

- 1 緑化配置予定図（平面図並びに設置する植栽等の種類及び数量）
- 2 緑化場所の現況写真及び緑化後のイメージ図
- 3 工程表
- 4 経費内訳書
- 5 管理計画（維持管理内容、頻度等）
- 6 緑化資材等の設置体制図及び維持管理体制図
- 7 事業完了後の緑化資材等の利用について
- 8 その他都が必要と判断する資料

1 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

2 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

注 1 本人確認欄は押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

〇〇 殿

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)実施計画書の承認通知書

年 月 日付けで提出のあった実施計画書について、下記のとおり、承認したので、通知する。

年 月 日

〇〇

記

- 1 負担金額 金 円
- 2 緑化の場所 東京都〇〇区・・・
- 3 緑化及び維持管理の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- 4 交付条件
 - (1) この事業に要する経費の配分、経費の使用方法等は、実施計画書のとおりとする。
 - (2) この負担金は、上記事業が終了したとき又は都の会計年度が終了したときに、支払うものとする。
 - (3) 都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）（〇〇※場所）協定書の内容を遵守すること。
- 5 実施計画書の撤回

この承認通知の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後 14 日以内に実施計画書の撤回をすることができる。

年 月 日

殿

住所

氏名

〔 名称
及び代表者の氏名 〕

印

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)実施計画書(変更)

令和〇年〇月〇日付 都市〇第 号により承認を受けた、都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)(〇〇※場所)実施計画書に係る内容を変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更事由及び内容

- (1) 事由
- (2) 内容
- (3) 緑化場所 東京都〇〇区・・・

2 負担対象経費金

金 円

注 金額の変更がある場合は、変更前を上段括弧書とすること。

3 負担対象経費の算出根拠

項目	金額 (単位:円)	備考
(1)実施計画書の作成		
(2)警察及び道路管理者協議に係る人件費、占用料等		必要な場合
(3)緑化の計画		
(4)緑化資材等の設置		
(5)上記に伴う設備改修等		必要な場合
(6)緑化資材等の維持管理		

(7)緑化場所の警備		必要な場合
(8)利用者への周知		
(9)効果検証への協力		
(10)緑化資材等の撤去処分		必要な場合
(11)完了報告の作成		
負担対象経費の合計		(1)～(11)の合計

注 金額の変更がある場合は、変更前を上段括弧書とすること。

添付書類（変更のあるものの数字に○を記載）

- 1 緑化配置予定図（平面図並びに設置する植栽等の種類及び数量）
- 2 緑化場所の現況写真及び緑化後のイメージ図
- 3 工程表
- 4 経費内訳書
- 5 管理計画（維持管理内容、頻度等）
- 6 緑化資材等の設置体制図及び維持管理体制図
- 7 事業完了後の緑化資材等の利用について
- 8 その他都が必要と判断する資料

注 変更事項及び金額については、赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前を上段括弧書とすること。図面についても、変更前・変更後の実施内容を図示すること。

1 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

2 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

注 1 本人確認欄は押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

〇〇 殿

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)実施計画書の変更承認通知書

年 月 日付で提出のあった実施計画書（変更）について、下記のとおり、変更を承認したので、通知する。

年 月 日

〇〇

記

1 負担金額

変更後	金	円
変更前	金	円
増（△）減額	金	円

2 緑化の場所 東京都〇〇区・・・

3 緑化及び維持管理の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

4 交付条件

（1）都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）実施計画書の承認通知書のとおりとする。

5 その他

変更に係る内容は、実施計画書（変更）で提出のあったとおりとする。

年 月 日

殿

〇〇

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)(〇〇)完了実績報告書

年 月 日付 都市政緑第 号をもって実施計画書の承認通知を受けた標記事業の実績を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 負担金

承認額 金 円

実績額 金 円

2 緑化の場所 東京都〇〇区・・・

3 緑化及び維持管理の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

4 負担金調書

(単位：円)

項目	承認額	実績額	備考
(1)実施計画書の作成			
(2)警察及び道路管理者協議に係る人件費、占用料等			必要な場合
(3)緑化の計画			
(4)緑化資材等の設置			
(5)上記に伴う設備改修等			必要な場合
(6)緑化資材等の維持管理			
(7)緑化場所の警備			必要な場合
(8)利用者への周知			

(9)効果検証への協力			
(10)緑化資材等の撤去処分			必要な場合
(11)完了報告の作成			
負担対象経費の合計			

添付書類

- 1 緑化配置図（平面図並びに設置する植栽等の種類及び数量）
- 2 写真（緑化前、緑化中、緑化後（継続設置の場合は不要））
- 3 経費内訳書及び実績の分かる資料（契約書、領収書の写し、支払が分かるもの、人工代が分かるもの、成果物等）
- 4 維持管理実績
- 5 その他都が必要と判断する資料

1 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

2 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

注 1 本人確認欄は押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

年 月 日

〇〇 殿

〇〇

都市空間における新たな緑の創出事業(令和8年度公募)(〇〇)額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった標記については、下記のとおり負担金の額を確定したので通知する。

記

1	既承認負担金額	金	円
2	確定負担金額	金	円
3	(△) 減 額	金	円

請 求 書

請求金額 _____ 円

年 月 日付 都市政緑第 号で確定通知を受けた、都市空間における新たな緑の創出事業（令和8年度公募）（〇〇）の負担金として上記の金額を請求します。

年 月 日

殿

〇〇

1 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

2 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

注 1 本人確認欄は、印鑑登録証明書の原本を添付の上、請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。